

インフルエンサーを活用した地域資源魅力発信事業に係る業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

インフルエンサーを活用した地域資源魅力発信事業

(2) 業務の目的

本市には多様な地域資源があるものの、情報発信力の不足により十分に周知されておらず、観光資源としての活用が十分と言えない状況にある。本事業は、発信力及び訴求力の高いインフルエンサーを活用したSNSプロモーションを実施し、本市の観光資源の魅力を掘り起こし、広く発信することにより、本市をアピールし、知名度向上及び観光入込客数の増加を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙インフルエンサーを活用した地域資源魅力発信事業仕様書のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

300万円

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

- (1) おおむね3年以内に地方公共団体等が発注する類似事業を受注した実績があること。
- (2) 東近江市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること、又は登録のない者にあつては、「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。
- (3) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者であること。
- (5) 次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく東近江

市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年告示第253号）
又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年告示第137号）
に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事
再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている
者

エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、
法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者
から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴
力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる
者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴
力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している
と認められる者

カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に
損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認めら
れる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す
るなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している
と認められる者

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると
認められる者

4 名簿に登録されていない者の参加

名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出する
こと。

- (1) 法人及び商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書
- (2) 商号登記をしていない個人にあつては、商業届の写し
- (3) 財務諸表（法人及び個人）直近3期分
- (4) 法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府
県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税
及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの

- (5) 個人にあつては、直近年の国税（所得税、消費税及び地方消費税）並びに直近年度の都道府県税（事業税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの
- (6) 暴力団等の排除に係る誓約書（指定様式）

5 質問の受付

- (1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式 1）を提出すること。
 - ア 提出期限 令和 7 年 7 月 9 日（水）午後 5 時
 - イ 提出方法 本実施要領に記載している電子メールアドレス宛てに、提出すること。提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時までに、質問内容を含めて本市のホームページにおいて随時公表する。

6 企画提案内容

- (1) 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時（必着）
- (2) 提出書類
 - ア インフルエンサーを活用した地域資源魅力発信事業プロポーザル参加申込書（様式 2）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - (ア) 別紙の仕様書に基づき、円滑な事業実施に向けた具体的な提案を行うこと。
 - (イ) 提案趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔に記載すること。
 - (ウ) 原則として A 4 判で提出すること。
 - ウ 業務スケジュール（任意様式）
 - エ 業務受注実績調書（様式 3）
 - オ 業務の実施体制（様式 4）
 - カ 会社概要書（様式 5）
 - キ 見積書（任意様式）
 - (ア) 見積書には、事務的経費の見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。
 - (イ) 見積金額の明細を記載すること。
- (3) 提出部数
上記アからキまでの順に並べ、正本 1 部及び副本 9 部を提出すること。

7 契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

本市職員等により構成された審査委員会を設置し審査する。

(2) 審査方法及び審査結果

ア 一次審査

応募者数が3者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施し、上位3者を選考する。

(ア) 実施日時 令和7年7月22日（火）

(イ) 結果通知 応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

なお、一次審査が行われなかった場合は、その旨を通知する。

(ウ) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

イ 二次審査

(ア) 審査委員会において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

(イ) 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(ウ) プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。

(エ) 最も順位の高い者を契約候補者として選定する。

(オ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(カ) 審査の結果、基準点に満たない場合は、採用しない場合がある。

(キ) プレゼンテーション及び審査経過は非公開とし、審査結果については、文書で通知する。

(ク) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

(3) 評価項目

別表1のとおりとする。

(4) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和7年7月25日（金）

イ 実施時間

1者につき40分程度（提案25分以内及び質疑15分）を予定

ウ 資料

プレゼンテーションは企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

なお、実際の画面やスライド資料等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、パソコン等必要なものは提案者が準備すること。

エ 出席者

企画提案書の推進体制に記載されている管理責任者又は主任担当者が行うこととし、会場への入室は3人以内とする。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認めるとき。

9 日程（予定）

令和7年7月2日（水）	プロポーザルの公告・実施要領の公表
令和7年7月9日（水）	質問書提出期限
令和7年7月11日（金）	質問回答
令和7年7月18日（金）	応募書類提出期限
令和7年7月22日（火）	一次審査
令和7年7月25日（金）	二次審査

10 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、本市ホームページにおいて公表する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び参加者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

11 契約

- (1) 今回のプロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定す

るものであることから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。

- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (3) 契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

12 その他

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は、認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で担当者を変更するときは、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を有する者とし、本市の承認を要する。

- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。
- (7) この要領に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。
- (8) 連絡先及び提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市商工観光部観光物産課 担当 村山

電 話 0748-24-5662

メール kanko@city.higashiomi.lg.jp

別表 1 評価項目

評価項目	評価内容		配点	
全体の評価	提案内容の適格性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。		10点
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。		10点
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。		10点
提案項目①	本市の特色を理解した上で、新たな魅力の掘り起こしが可能な提案となっているか。			10点
提案項目②	一定のフォロワー数を有した発信力のあるインフルエンサーを活用した提案となっているか。（提案するインフルエンサーの、YouTube、TikTok、Instagramの総フォロワー数の合計）	50万人以上	10点	最大 10点
		30万人以上	5点	
		30万人未満	1点	
提案項目③	今後の継続的な魅力発信に向けた意識の醸成が期待できる提案となっているか。			15点
小計				65点
業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。			10点
市内企業	東近江市内に、本店、支店又は営業所を有するものであること。	市内本店	5点	最大 5点
		市内支店又は営業所	3点	
価格点	満点（20点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）			最大 20点
小計				35点
合計				100点